

# 高速道路の料金について

# 料金制度に関する主な経緯について

- 全国料金については、平成26年4月より3つの料金水準を導入しているが、令和5年度末が期限。
- 首都・阪神高速については、順次、対距離制に移行しており、首都高速は令和4年4月に料金改定。

## < 全国料金 >

H26(2014).4

3つの料金水準の導入

当面10年間

R6(2023).3月末が期限

## < 大都市圏料金 >

首都高速

阪神高速

H24(2012).1

料金圏を撤廃した対距離制(500~900円)を導入

H28(2016).4

料金改定(300~1,300円)

H29(2016).6

料金改定(300~1,300円)

R4(2022).4

料金改定(300~1,950円)

〔料金改定1年(R4.4~R5.3)の効果  
都心交通が外環道へ転換など〕

近畿圏の交通課題等  
を踏まえ検討

# 【参考】令和3年8月4日 国土幹線道路部会中間答申（抜粋）

## 4. 速やかに実現すべき料金制度のあり方

### (1) 全国料金

平成26年4月より新たに導入された利用重視の料金のうち、3つの料金水準への整理については、料金水準を引き下げた区間において、概ね交通量は順調に増加している。また、本州・四国間のフェリーを使用した自動車航走台数は横ばいとなっており、本四高速の料金水準の引き下げによる影響は確認されていない。引き続き、引き下げによる影響を検証しつつ、令和5年度末となっている現行料金水準の期限を見据えて、議論を継続する必要がある。（後略）

### (2) 大都市圏料金

#### 2) 料金の賢い3原則に沿った料金体系の進化

##### ① 料金体系の整理・統一（公平な料金体系）

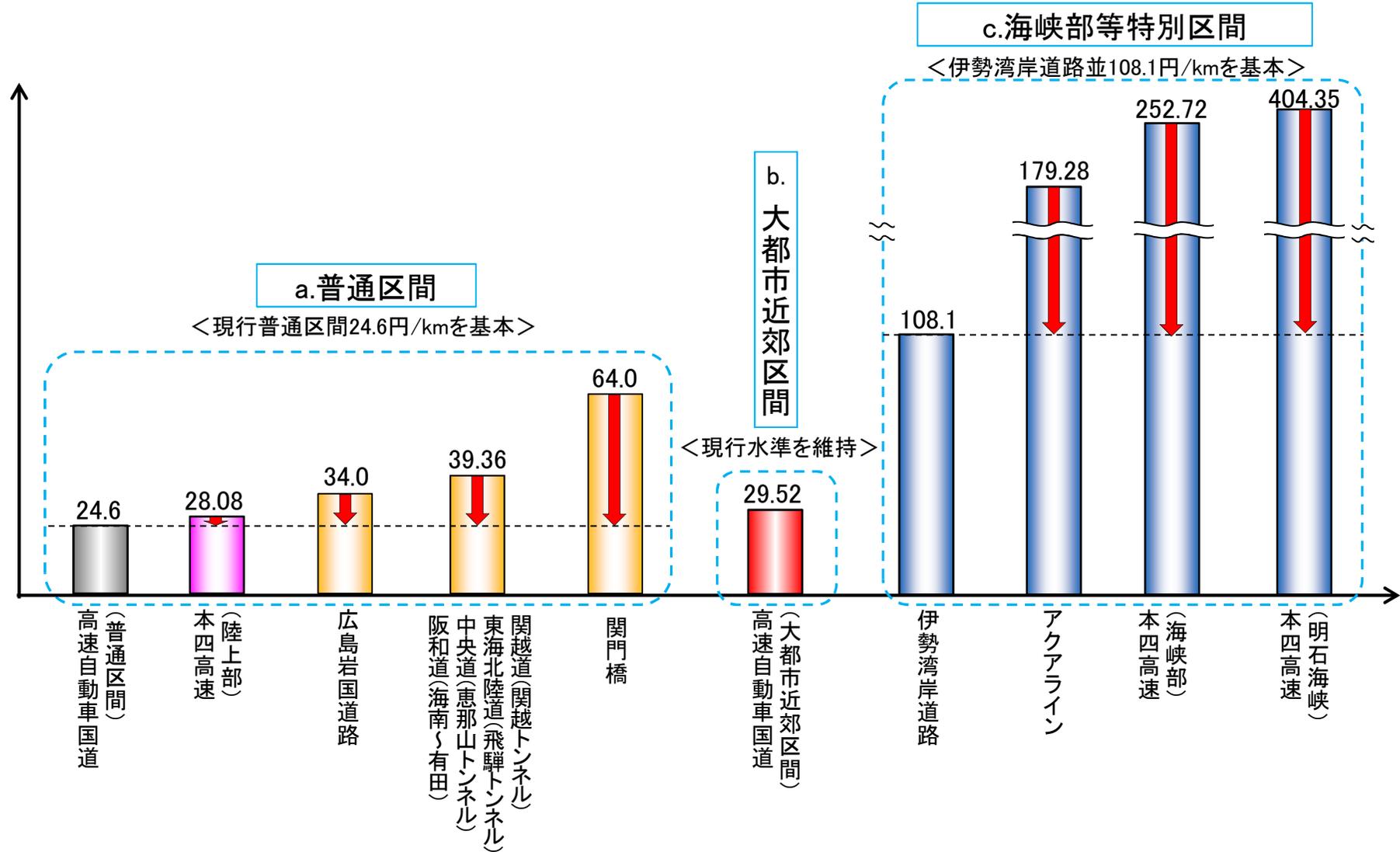
引き続き、料金体系の整理・統一を進め、路線によらず、利用距離に料金が比例する対距離料金の導入を推進すべきである。

具体的には、現在、首都高速や阪神高速において激変緩和措置として導入されている上限料金により、渋滞箇所を通過する料金が割安となるケースも存在している。また、上限料金を超える距離の利用に対して料金が課されないことにより、道路への損傷度合いと費用負担のバランスが崩れ、原因者負担の原則にも合致しないこととなる。こうした状況を踏まえ、大都市圏の高速道路の慢性的な渋滞の解消等に向けて、上限料金については、順次見直し、完全な対距離料金への移行を進めるべきである。ただし、コロナ禍において再認識された物流の重要性も踏まえ、関係事業者が活動しやすい環境を整えることも重要である。

現在、この趣旨に沿って、首都高速においては、令和4年度からの料金見直しに向けて手続きが行われているところであるが、阪神高速等についても、道路ネットワークをより賢く使うための見直しを検討すべきである。このほか、現在の料金体系に移行する際に、様々な路線に導入されている激変緩和措置については、地域の意見等に配慮しつつ、激変緩和という役割を踏まえて継続的にその見直しを検討すべきである。

# 3つの料金水準の導入（平成26年4月～）

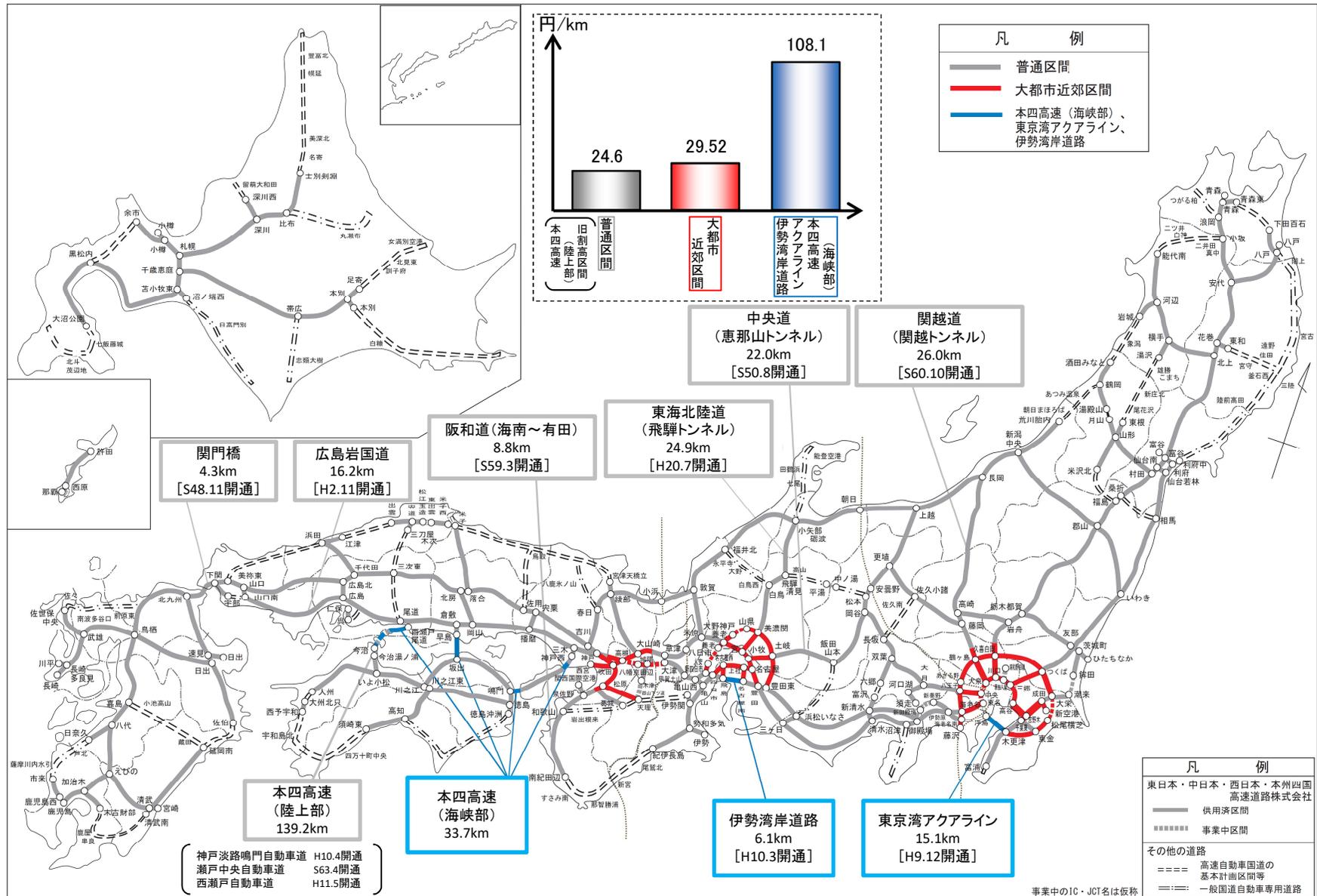
○ 平成26年4月より3つの料金水準を導入し、「整備重視の料金」から「利用重視の料金」へ移行



※料金水準引き下げの対象はETC利用車に限定し、期間は当面10年間(H26.4～R6.3末)とする

注:ターミナルチャージの有無にかかわらず、「(普通車の全線料金-150円)/全線延長」で料率を算出

# (参考) 3つの料金水準の位置図

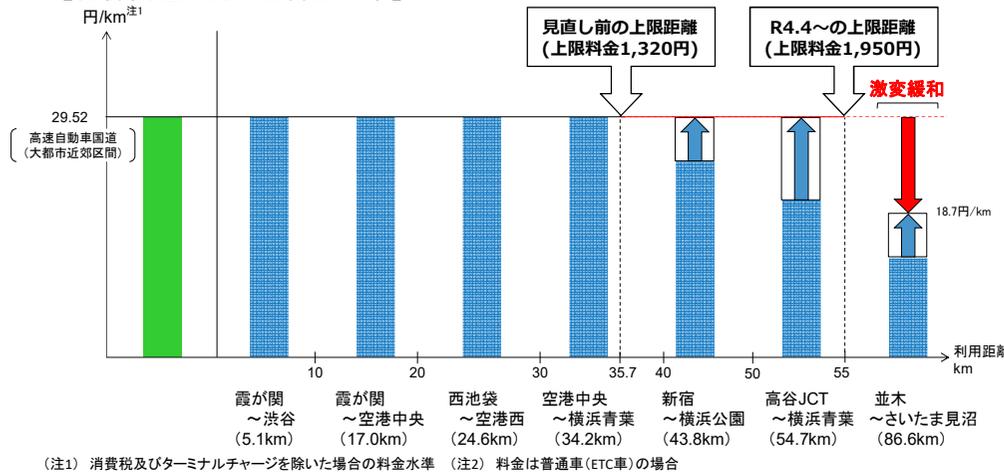


# 首都圏の新たな高速道路料金（令和4年4月より導入）

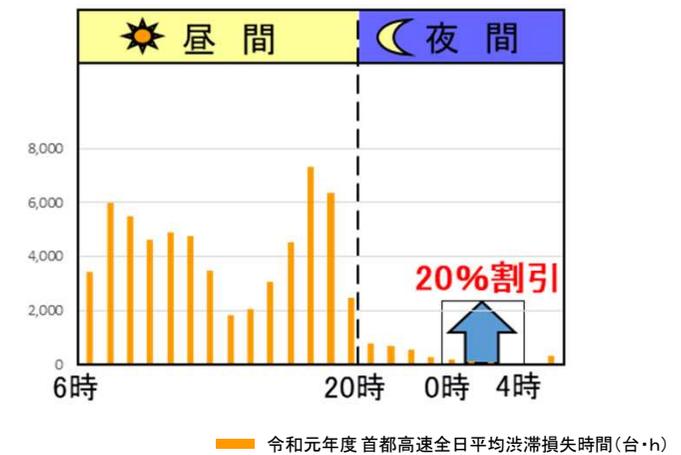
- 首都高速において、料金体系の整理・統一を更に進めるため、①新たな上限料金を設定。
- 料金割引の整理・統一を図る観点等から、②大口・多頻度割引の拡充や③深夜割引の導入を実施。
- H30.6の千葉外環の開通を踏まえ、外環利用が料金の面で不利にならないよう、起終点間の最短距離を基本に料金を決定し、④千葉外環迂回利用割引を導入。

## ①新たな上限料金

【首都高速における料金水準】

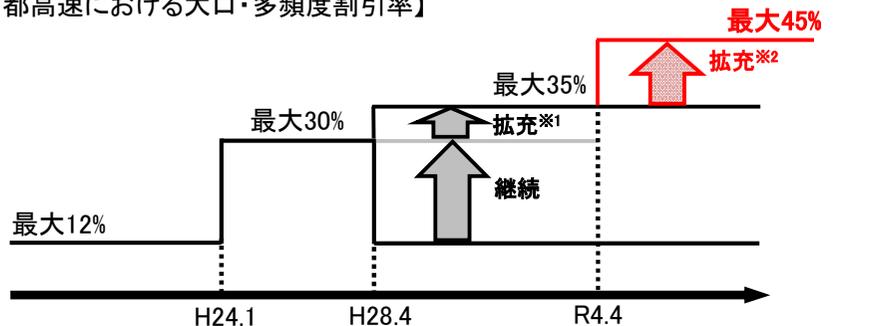


## ③深夜割引の導入

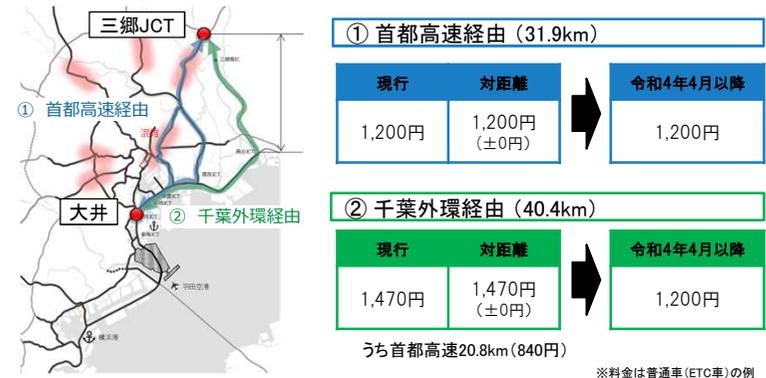


## ②大口・多頻度割引の拡充

【首都高速における大口・多頻度割引率】

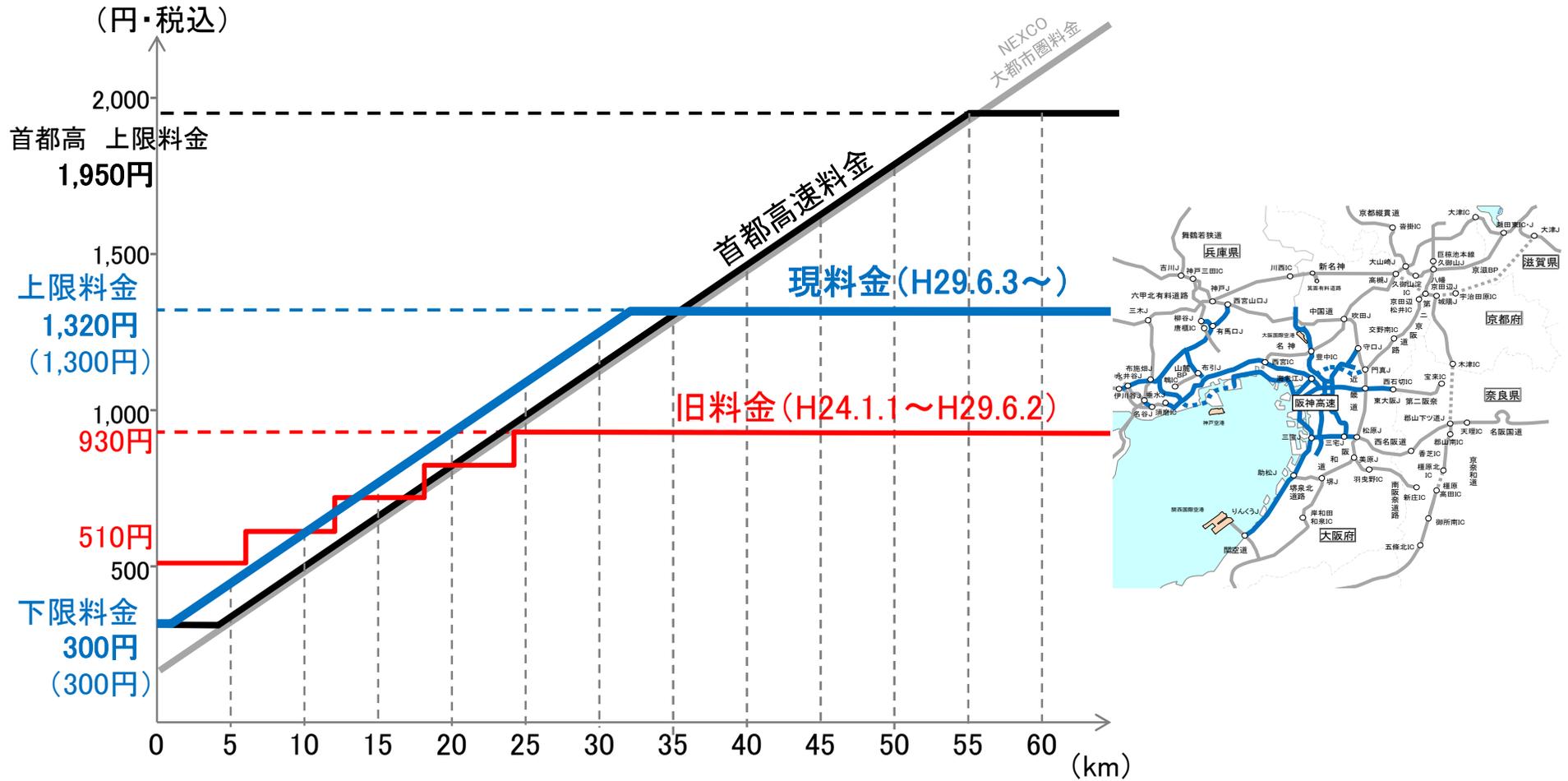


## ④千葉外環迂回利用割引



# 阪神高速道路における対距離料金の導入

- 高速自動車国道の大都市近郊区間の料金水準を基本とした対距離制に移行。
- 当面、激変緩和措置として、上限料金(1,320円)及び下限料金(300円)を設定。



※料金は普通車(ETC車)の例  
 ※旧料金は消費税率8%  
 ※現料金上段は消費税率10%(R元.10以降の料金)  
 下段( )は消費税率8%(H29.6-R元.9までの料金)